

基本目標

美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

【政策3】

**豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまち
づくりを進めます《生活環境》**

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部

・農林部・建設部・消防本部



【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-1 安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

所管：生活環境課・地域づくり支援課・建設課



1.目指す将来の姿

事故や犯罪、消費者が巻き込まれる悪質商法や特殊詐欺等の被害が減少し、市民がお互いに助け合いながら、安心して生活を送っています。

必要な時には専門的な相談が受けられ、問題の解決に結びつく方法を速やかに見出すことができます。

2.取り組み方針

交通安全や犯罪に関する意識を高める機会、消費者トラブルに関する知識を深める機会を増やすほか、各種相談窓口の周知を図ります。

空き家の総合的な対策を推進するため、空き家の状況を適宜、調査し、より効果的な制度を構築すべく、市民や関係団体との連携を深めます。

3.現状と課題

- 交通事故件数は減少傾向にあるものの、依然として高齢者の占める割合が高いものとなっています。高齢者が加害者にも、被害者にもならないよう、関係団体と連携を図りながら交通安全の取り組みをより一層、推進していく必要があります。

【横手市内の交通事故件数】

(単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	184	194	188	154	144

- 市民が特殊詐欺に遭うケースが発生しています。被害に遭わないよう地域ぐるみ、家族ぐるみの防犯意識のさらなる向上が求められています。
- 少子高齢化や核家族化により、空き家が増加しています。特に老朽化した空き家は、防災、防犯、衛生上の面から地域の良好な生活環境を著しく脅かす原因となっており、倒壊等の事故を未然に防ぐためにも、空き家の所有者等に対応を促す必要があります。
- 悪質商法をはじめとした消費者トラブルや人権侵害等、市民が抱える問題について市民自らが解決策を見出し、また、未然に防ぐことができるよう、啓発や相談体制の充実が求められています。

4.施策の展開

主な取り組み	
①交通安全対策の推進	1) 市民に交通安全意識の普及・高揚を図るため、関係団体等と連携し、あらゆる機会を通じて交通安全に関する啓発活動を積極的に推進します。また、交通事故を未然に防ぐため、カラー舗装やグリーンベルト、カーブミラー設置等の交通安全施設整備を推進します。
②防犯対策の推進	1) 警察、学校、地域の防犯活動団体等と連携した防犯対策を推進するとともに、よこて安全・安心メールを活用して防犯情報を共有するなど、被害防止に努めます。
③空き家対策の推進	1) 空き家の所有者等に対する意識の啓発等の空き家予防、空き家の適正管理、空き家の利活用の推進を図る施策を総合的、計画的に実施します。また、利活用できず老朽化が進行し周辺に危険を及ぼす空き家を解体除却等して市民の安全や生活環境の改善に努めます。
④市民相談の実施	1) 市民が抱える多様化した問題を解決するため、無料法律相談や消費生活相談など、各種相談窓口のアウトソーシングの検討や専門的人材の育成等により、相談体制の充実を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 交通指導隊及び防犯指導隊の活動の促進
2. 交通安全対策事業・防犯対策事業、交通安全施設整備事業
3. よこて安全・安心メールの加入促進と配信
4. 老朽危険空き家対策事業
5. 市民相談事業(消費生活相談、無料法律相談、行政相談、人権相談等)

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- ▶市民は、子ども見守り隊への参加、安全・安心メールへの登録など、地域の見守り体制構築に協力し、地域の危険箇所を確認し、行政へ報告します。
- ▶市民や事業者は、空き家予備軍の把握のため、高齢者世帯や要援護者世帯等の住居の情報収集に協力するほか、空き家の予防や適正管理に努めて、市の空き家対策に協力し、地域の安全と生活環境を守ります。
- ▶事業者は、特殊詐欺等の犯罪の水際阻止に協力するなど、市民が犯罪に遭わないよう、地域の見守りに協力します。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「交通安全・防犯対策の推進」に対する市 民満足度	68.4 点	73.3 点
サブ指標	よこて安全・安心メールの登録者数	6,027 アドレス	7,827 アドレス
	老朽危険空き家の数	26 戸	20 戸

7.部門別計画

横手市交通安全計画・交通安全実施計画、横手市空家等対策計画

用語解説

○よこて安全・安心メール事業

災害、防犯、交通情報等をメール配信する事業

○特殊詐欺

いわゆるオレオレ詐欺等の振り込め詐欺や架空請求詐欺、金融商品取引名目の詐欺等



【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-2 美しい自然環境と快適な生活環境の保全

所管：生活環境課・農林整備課 ほか



1.目指す将来の姿

水と緑と人が共生し、多様な生態系が保全され希少な生物が生息しています。

まちの美観は損なわれることなく、豊かな自然環境が市民にやすらぎの場となるなど、快適な生活環境が実感できます。

2.取り組み方針

市民や事業所及び環境関係団体と連携し、不法投棄の監視やクリーンアップ等で地域の環境美化を推進します。各種公害を監視し、生活環境の保全に努めます。森林や農地を適正に管理し、環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図ります。

また、河川水の水質保護を図りながら、定期的に河川水の水質を検査し、汚染状況の把握に努めます。

3.現状と課題

- 本市は、里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な生物が生息しています。緑の減少等による生物多様性の低下を防ぐため、自然環境と調和した農林業を推進し、森林、農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図る必要があります。
- 日本有数の河川である雄物川、それに繋がる支流、小川や水路、池沼、遊水池、水田等、本市の多様な水辺環境は市民の生活にとって欠くことのできない自然環境であり、これを保全する必要があります。
- 豊かな自然環境を守り次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、さらに自然環境保全地域等における貴重な水生生物の現状把握に努め、固有種を保存する必要があります。
- 快適な生活環境のなかで、市民が安全で健康的な暮らしをおくるためにには、美しい景観を保全し、産業型公害、都市・生活型公害などによる汚染から郷土を守る必要があります。

- 平成28年度から全市統一した環境美化推進員制度の運用を開始しています。本市の環境保全や美化を、より一層推進していくため、地域リーダーとして環境美化推進員を養成するとともに連携して活動を進める必要があります。
- 本市には、7カ所の市営墓園があり、約3,300カ所の区画が整備・供用されています。世帯数の増加等による墓地需要の動向を見極めながら、計画的な整備と分譲を進めています。

4.施策の展開

主な取り組み	
①環境美化活動の推進	1) ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう、環境美化運動等により意識啓発を推進するとともに、ごみの不法投棄の監視や取り締りを実施します。
②自然環境保全の啓発	1) 河川や湧水の水質調査を実施し、水辺環境の保全や向上に取り組むとともに、それらの情報提供等を通じて自然保護意識の高揚につなげます。
③公害の防止	1) 大気、水質、騒音、悪臭等の環境監視を実施し、各種公害の未然防止への取り組みを実施します。
④生態系の維持(農地や森林の保全)	1) 農地や森林の保全のため、適正な管理を強化します。 2) 外来種の侵入を防止し、本市特有の多様な生態系を保全するとともに希少な在来種を保護します。 3) 森林の有する公益的機能が効果的に發揮されるよう、森林病害虫対策などを図るとともに、市民にとって森林が身近な場となるよう、いこいの森などの管理を適正に行います。
⑤墓地の整備	1) 墓地の需要に合わせ、既存墓園の計画的な整備を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 環境美化推進事業(環境美化推進員の研修や市民クリーンアップなど)
2. 不法投棄場所の把握と監視
3. 公害防止対策事業
4. 河川・湧水の水質監視
5. 市営墓園・市営斎場・衛生センターの整備と運営管理
6. 緑化推進事業(アメシロ防除対策など)
7. 水と緑の森づくり事業
8. 森林病害虫等防除事業(松くい虫防除など)
9. 西部斎場の改築

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- ▶市民は、地域のクリーンアップに積極的に参加するとともに、ごみの不法投棄は絶対にしません。また、生活排水にも気を配ります。
- ▶市民は、水辺(河川)に興味を持ち、水辺で楽しむイベントに積極的に参加します。
- ▶事業者は、企業活動による環境汚染や公害を防止し、社会貢献として環境美化・保全活動に取り組みます。
- ▶ごみの不法投棄行為を発見した場合は、情報提供に協力します。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「自然・歴史的環境の保全と活用」に対する市民満足度	65.6 点	70.5 点
サブ指標	市内河川3地点のBOD環境基準値の達成率	100%	100%
	自動車騒音の環境基準達成率	94.8%	98.0%
	墓地整備率	85.9%	87.0%

7.部門別計画

横手市環境基本計画、横手市農業振興地域整備計画、横手市森林整備計画、
横手市景観計画、横手市下水道中長期ビジョン、横手市市営墓園整備構想



【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-3 災害に強いまちづくりの推進

所管：消防本部・危機管理課・建設課



1.目指す将来の姿

消防や救急体制がより充実し、防災等に関する地域の取り組みが活発に行われ、安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。

2.取り組み方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

なお、災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切なことから市民への啓蒙に努めながら、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」の総合力で対応していきます。

3.現状と課題

○ 本市では豪雪をはじめ地震、集中豪雨、台風による自然災害が散発的に発生し、市民の生活を脅かしています。特に東日本大震災以降、災害等の危機発生時における消防や救急体制の充実に対する市民の期待は高まっており、市民の生命や財産を保護するためにも、総合的な危機管理体制の強化を図る必要があります。

また、豪雪に伴う課題として、積雪寒冷期の地震災害についての対応が必要と考えられます。

○ 火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援体制が大きな役割を担います。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては公的機関のみならず、地域の支援が不可欠なことから地域の防災力向上に努めるとともに、消防団活動の推進が必要です。

○ さまざまな災害の未然防止を図り被害を最小限に食い止めるためには、横手市地域防災計画や災害マップ等を更新し、行政と市民が共に防災情報の共有を図るなど、平時から迅速で的確な対応がとれる体制づくりに取り組む必要があります。

4.施策の展開

主な取り組み	
①消防機能の維持向上	1) 計画的な消防車両等の整備・更新並びに防火水槽や消火栓等の消防水利の設置を進めるとともに既存の施設や設備等の適切な維持と修繕に努めます。 2) 将来の人口を見据えた消防体制の整備に取り組みます。
②消防団活動の推進	1) 幼少期からの防災教育や広報活動などを通じ消防団員の確保を図り、あわせて消防団協力事業所制度を推進して消防団が速やかに活動できる体制を進めます。また、ポンプ積載車や可搬ポンプ等の消防機材や装備の計画的な配備と更新を継続して進めます。
③救急救命体制の充実	1) 救急救命士の養成等救急救命業務体制の充実に努め、迅速・確実な救急搬送を行なうため医療機関との連携を図ります。 2) 公的施設等に配置されているAED(自動体外式除細動器)の適正な維持管理を行うとともに、市民に対する応急手当の普及・啓発に努めます。
④防災施策の推進	1) 「横手市地域防災計画」、「横手市水防計画」並びに「横手市国土強靭化地域計画」を策定し、防災施策及び必要量の備蓄を計画的に進めます。 2) 広域防災拠点等について、国や県と協議を進め機能強化を図ります。
⑤災害危険区域等の情報提供	1) 県との協力のもとに、本市の地理的条件や気候特性を踏まえ、融雪や大雨等による土砂災害の危険個所の実態を把握し、市民への情報提供と災害の未然防止への取り組みを進めます。
⑥地域と一体となった防災体制づくり	1) 自主防災組織による防災訓練などを通じて、市民や地域の自発的な防災活動を推進します。また、ひとり暮らし高齢者世帯など災害時の要支援者への支援体制を確立します。

施策実現のための主要事業等

1. 常備消防施設等整備事業
2. 非常備消防経費
3. 常備消防経費
4. 消防施設整備事業
5. 救急医療体制整備事業(公共施設へのAED設置)
6. 災害対策費
7. 急傾斜地崩壊対策事業

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- ▶市民は、家庭で水や食料を備蓄するなど、防災意識を高めます。
- ▶市民は、協力して災害を乗り越えるため、日頃から隣近所とのコミュニケーションを深めます。また、自主防災組織をつくります。
- ▶事業者は、物資の支援のための備蓄に努め、災害時には可能な限り避難場所の提供に協力します。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「消防・防災体制の充実」に対する市民満足度	70.4 点	75.2 点
サブ指標	耐震性貯水槽の設置数（累計）	93 か所	112 か所
	普通救命講習の修了者養成数（累計）	45,431 人	58,000 人
	消防団協力事業所の数	60 事業所	64 事業所

7.部門別計画

横手市地域防災計画、横手市水防計画、横手市国土強靭化地域計画



【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-4 循環型社会の一層の推進

所管：生活環境課・農業振興課



1.目指す将来の姿

市民一人ひとりが「もったいない」を心がけたライフスタイルを取り入れ、豊かな自然と快適な地域社会の共存が実現しています。

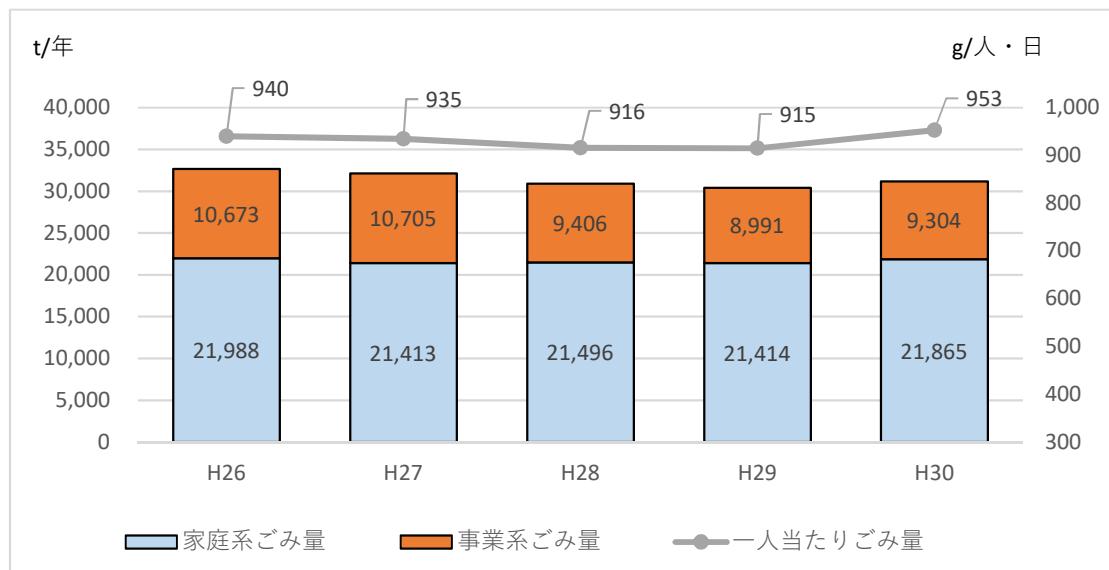
2.取り組み方針

統一分別ルールの周知浸透を図り、環境負荷の低い地域社会の実現を目指します。生ごみのため肥化や資源集団回収活動を推奨し、循環型社会の確立を目指します。

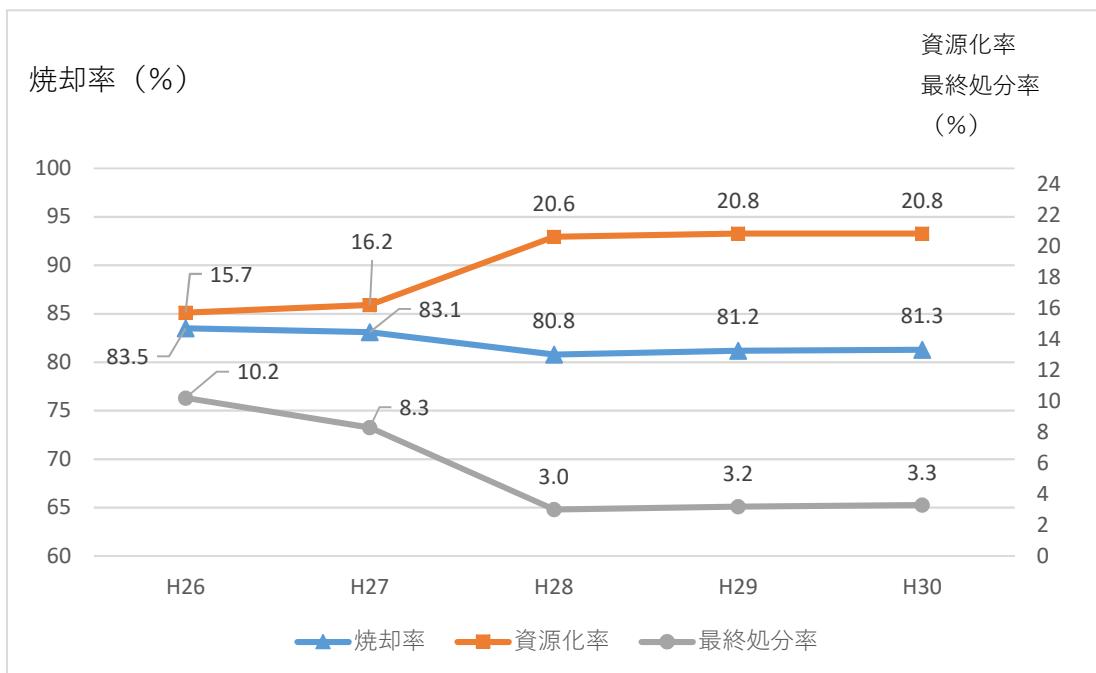
3.現状と課題

- 本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあり、引き続きごみの減量化に向けた取り組みが必要です。
平成28年に「クリーンプラザよこて」が稼働し、全市統一のごみ分別ルールを開始しました。新しい分別ルールが定着してきたことにより、資源化率が向上しています。今後も継続した取り組みに加え、事業所から排出されるごみの分別徹底を事業者に促すとともに、産業廃棄物の混載を防止することで適正分別の確保を図りながら循環型社会の形成を目指した取り組みが必要です。

【ごみ排出量の推移】



【焼却率・資源化率・最終処分率の推移】



4.施策の展開

主な取り組み	
①ごみの適正処理と排出抑制の推進	<p>1) ごみの減量化への取り組みの中で、排出されたごみの適正処理と高い資源化率を目指すとともに、ごみの排出そのものを抑制する3R(リデュース・リユース・リサイクル)の啓発を推進していきます。</p> <p>2) 生ごみの各家庭でのたい肥化や、新聞雑誌、段ボール、スチール、アルミ、びんなどを有価物として扱う、資源集団回収活動を推奨しごみの減量化・資源化への取り組みを支援します。また、平成30年度から試行している常設型資源回収ステーションを本格運用することで利便性の向上を図ります。</p> <p>3) 事業所から排出されるごみの減量化と適正処理を図るため、事業者に対する啓発活動を加速します。特に「クリーンプラザよこて」への産業廃棄物の混入防止と資源化率向上を推進します。</p>

施策実現のための主要事業等

1. クリーンプラザよこて費
2. ごみ収集費
3. 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の啓発と推進
4. 地域資源循環施設費

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- ▶市民は、ごみの分別を徹底し、ごみの減量と資源の有効活用を心がけたライフスタイルを取り入れます。
- ▶事業者は、廃棄物の減量や有効活用に努めます。
- ▶事業者は、地域の廃品回収に協力します。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり指標	「環境保全政策の充実」に対する市民満足度	71.4 点	76.1 点
サブ指標	ごみの総排出量	31,169t (H30年)	26,331t
	市民1人/1日当たりのごみの排出量	953g/人・日 (H30年)	890g/人・日
	ごみの資源化率	20.8% (H30年)	24.0%

7.部門別計画

第2次横手市環境基本計画、第2次横手市一般廃棄物処理基本計画・実施計画、横手市分別収集計画

用語解説

○ 3 R (リデュース・リユース・リサイクル)

3 Rは、Reduce (リデュース) 、Reuse (リユース) 、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

- ① Reduce (リデュース) は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。
- ② Reuse (リユース) は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
- ③ Recycle (リサイクル) は、再使用ができずに、または再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。



【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・総務企画部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3－5 地球温暖化対策の推進

所管：生活環境課・農林整備課



1.目指す将来の姿

地域にある再生可能エネルギーが公共施設、個人住宅、事業所等において有効活用されています。

2.取り組み方針

公共施設での省エネルギー活動の推進と施設への再生可能エネルギー利用を継続します。「クリーンプラザよこて」等で発電したグリーン電力を公共施設に導入することにより、エネルギーの地産地消を率先して温室効果ガスの排出削減に努めます。また、市民や事業所に対しては、地球温暖化対策の推進を促す啓発を行います。

3.現状と課題

- 地球温暖化対策や災害時のエネルギー確保のため、化石エネルギー源から再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要です。
- 地域にある資源からエネルギーをつくり、このエネルギーを地域内で循環する電力の地産地消に取り組む必要があります。

○公共施設への再生可能エネルギー導入施設数 (単位：施設)

年度	H28	H29	H30	R1	R2（見込み）
施設数	21	22	22	22	24

R2（見込み）内訳：太陽光発電17施設、雪氷熱4施設、地中熱利用3施設

○横手市の二酸化炭素排出量推移 (単位：t CO2)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
CO2 排出量	879,000	809,000	800,000	847,000	827,000

環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援サイト「部門別CO2排出量の現況推計」より

4. 施策の展開

主な取り組み	
①地球温暖化対策の推進	1) 再生可能エネルギーへの取り組みを強化します。 2) 省エネルギーへの意識啓発と取り組みを強化します。 3) 公共施設等の整備に併せ、省エネルギー機器の採用や、再生可能エネルギーの導入を検討するなど市が率先して環境負荷の低減に取り組みます。

施策実現のための主要事業等

1. 市の事業における率先的行動の実践
(公共施設への再生可能エネルギー導入促進事業)
2. クールビズやウォームビズ等の啓発と家庭や事業所への取り組み支援
3. カーボンオフセット地球温暖化対策事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- ▶市民は、省エネへの取り組みを継続し、再生可能エネルギー普及へ協力します。
- ▶事業者は、事業活動における省エネへの取り組みを強化、継続します。
- ▶事業者は、再生可能エネルギー事業への参画をするなど、その普及へ協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり指標	「地球温暖化防止活動の推進」に対する市民満足度	67.3 点	72.2 点
サブ指標	市公共施設の再生可能エネルギー(地中熱利用)設備導入箇所数	2 か所	4 か所
	市公共施設の温室効果ガス排出量 (H30年)	15,821t-CO ₂	15,700t-CO ₂
	電力の地産地消率	63.0%	64.0%

7. 部門別計画

横手市地球温暖化防止実行計画